

「ピースくまもと」設立準備会事務局会 協議資料

～熊本に戦争と平和のミュージアム「ピースくまもと」「くまもと平和祈念館」設立に向けて～
 ※「戦争と平和の資料館 ピースあいち」開館10周年記念誌『希望を編みあわせる』「第四章 資料・年表」が基礎資料。 ※7/23部会協議内容を永田・三隅・高谷が修正し作成

「熊本に〔標記：戦争と平和、平和〕のミュージアム建設を呼びかける会
 アピール（案）」・「趣意書（案）」

2020年8月、〔標記・歴史認識：十五年戦争、アジア・太平洋戦争、太平洋戦争、第二次世界大戦、大東亜戦争〕が終わってから、早くも75年近い歳丹が流れました。

今日、日本は平和で豊かな国になったといわれています。たしかに戦中、戦後の時代を知っている人にとっては、この半世紀の日本の繁栄には目をみはるものがあります。

今や戦争は遠いものとなり、日本の社会全体が過去の戦争のことを忘れ去ろうとしています。戦争体験者は次第に少なくなりがいなくなるだけでなく、その遺族も高齢化しており、ご遺族が大切に保管されていた戦争に関する資料も散逸しつつあります。

しかし、日本にとって今世紀最大の出来事であり、平和な社会と繁栄の時代への出発点となった〔標記：さきの戦争、あの戦争〕のことを簡単に忘れ去って良いものでしょうかを私たちは決して忘れてはいけません。

戦争の実態実相と愚かさ、戦争が残した計り知れない教訓を、日本の歴史の中にしっかりと残し、次の世代の（標記：子ども、子供）たちに伝えることは、二十世紀に生きた現代に生きる私たちの大間共通の責務であると思います。それは、戦争でなくなった人々への鎮魂であるとともに、再びわれわれが戦争の参禍をひき起こさないようにし、次の時代の平和の基礎を築くことでもあります。

いま全国各地で、戦争に関する資料の収集・保存・展示と平和研究のための施設がつくられています。〔現状理解：市民活動としての新たな平和活動が進んでいます。学校が主体となった平和学習が積極的に行われています。〕大阪府と市は共同で「ピースおおさか」（大阪国際平和センター）というすばらしい施設を開設しており、京都にも大学が中心となって「国際平和ミュージアム」がつくられました。滋賀県、埼玉県、東京都でも建設計画があります。

〔現状理解：ピースあいちと愛知・名古屋戦争に関する資料館、岡山市立岡山空襲展示室 他〕

熊本県にも、戦争に関する資料はまだ多く存在し、その収集や戦争体験の传承活動もなされています。個人や団体が私財を使って活動をされている方もいます。それらを次代の人々が有効に利用できるように集約し、戦争体験を次の世代に伝え、国際平和について生涯学習の拠点となるような施設の建設が強く望まれます。

〔現状理解：民間の菊池飛行場ミュージアム・荒尾二造平和資料館、人吉海軍航空基地資料館〕

そこで私たちは、熊本県と熊本市に「戦争メモリアルセンター」「くまもと平和ミュージアム」（仮称）を建設するよう呼びかけます。そして県民、市民の方々には、その建設にむけての協力を呼びかけます。

熊本は、明治10年の西南戦争を経験し、そこから生まれた博愛社はその後の「日本赤十字社」の創設に関わった平和活動発祥の地です。

先の大戦では、国策として熊本の第六師団は中国大陸や南方諸島で戦いました。そのことにより、多くの国々に多大な迷惑をかけ、県民自らも熊本県下各地の空襲やソロモン諸島・ブーゲンビル島でも多くの命が奪われました。

いま国連が提唱するSDGsの16項目「平和と公正をすべての人に」に示す、世界の平和に向けて、持続可能な社会の実現を進め、熊本に「戦争と平和のミュージアム」設立を目指します。

二十世紀を共に生きた証し現代を生きる者として、この熊本においても、県・市と県民・市民が力を合わせ、あの戦争の実態実相と愚かさ、平和の尊さを次の世代に伝える拠点の建設を実現しようではありませんか。

2020年〇月〇日

熊本に戦争と平和のミュージアム設立を呼びかける会

呼びかけ人（五十音順） ○〇 ○〇（熊本〇〇株式会社代表取締役）

熊本に戦争と平和のミュージアム設立の基本構想（案）

資料2

熊本に戦争と平和のミュージアム設立を呼びかける会 ○○年○月

1 設立の趣旨

○○年○月、アジア・太平洋戦争が終わってから、早くも○年近い歳月が流れました。今日、日本は平和で豊かな国になったといわれています。たしかに戦中、戦後の時代を知っている人にとっては、この半世紀の日本の繁栄には目をみはるものがありますが、その反面、戦争は違いものとなり、日本の社会全体が過去の戦争のことを忘れ去ろうとしています。戦争体験者は次第に少なくなり、戦争に関する資料も散逸しつつあります。

しかし、日本にとって今世紀最大の出来事であり、平和な社会と繁栄の出発点となったあの戦争の実態や戦争が残した計り知れない教訓を日本の歴史の中にしっかりと残し、次の世代に伝えることは、二十世紀に生きた人間共通の責務であります。それは、戦争でなくなった人々への鎮魂であるとともに、再びわれわれが戦争の参禍をひき起こさないようにし、次の時代の平和の基礎を築くことでもあります。

世界のあちこちで、今なお戦火は絶えることなく続いており、人類全体にとって戦争は決して過去のものになっていません。

今、全国各地で、戦争に関する資料の収集・保存・展示と平和研究のための施設が次々とつくられています。大阪には「ピースおおさか」というすばらしい施設が開設され、京都には「国際平和ミュージアム」が、その他にも埼玉県平和資料館、川崎市平和館が建設され、神奈川県にも大規模な国際平和館の建設が計画されています。

これまで私たちの愛知県でも平和を願い、戦争体験を語り継ぐさまざまな努力が重ねられてきており、戦争に関する資料がまだ多く残っています。戦後50年を機に、県民・市民がそれらを有効に利用できるように集約し、戦争の体験と教訓を次の世代に伝え、国際平和について生涯学習と研究の拠点となるような施設の建設に着手することが強く望まれます。

2 施設の目的と機能

上記のような趣旨のもとに設立される施設は、第一に、戦争と平和に関する歴史的資料の収集と保存の場として、第二に、県民・市民が戦争の事実と平和について学習をし、平和を希求する思索と行動の発信の場として、第三に、平和に関する国際交流、情報の収集と発信、市民・諸団体の交流の場として、第四に、戦争と平和に関する調査・研究の場として、第五に、戦争犠牲者に対する追悼・祈念の場として、十分に機能するものであることが望まれます。

3 施設の特徴と性格

上記の機能を果たすために、愛知に建設される施設は次のような特徴と性格をもつものが望ましいと思われまます。

(1) 平和のシンボル性

平和を希求する県民の学習の場、集いの場、シンボリック施設になるようなものが望まれます。そのためには、県民・市民とくに小・中・高生が利用しやすい交通の至便の場所に建設され、建物や展示構成にも小中学生から戦争体験者まで幅広い年齢層の要求に応えるような工夫が必要であります。豊富な資料や物によって戦争の事実を生々しく語らせるとともに、視聴覚に訴える展示方法によって、分かりやすく興味あるものにすることが大切です。「ピースおおさか」のように、学校教育、家庭教育、県・市町村の職員の研修、生涯教育の場として多くの人に利用され、県民・市民が「平和を考えるのによい場所をつくってくれた」と思えるようなものを日指すべきであります。

また、展示されるものはどうしても暗いものになりますから、建物はデザインの美しい明るいイメージのものにし、植え木や花壇のある中庭を配置するなど利用者が休憩したり、談話したりする空間があることが望まれます。世代間の対話が困難な時代ですから、大人と子供、老人と子供など異なった世代が戦争と平和を語れる場になるよう工夫が必要と思います。また、多目的ホールを併設して、演劇、音楽などを通じて平和の尊さを感性に呼びかける催しなどもできるとよいと思います。そして県民・市民が何らかの形で運営に参加・協力できるものにすることによって、施設はいつそう身近な存在になることが期待されます。

(2) 歴史的な客観性と総合性

十五年戦争(アジア・太平洋戦争)については、資料収集においても、展示においても、常に客観性と総合性が求められるべきであります。この種の施設は、戦争の被害の側面、加害の側面のいずれを重視するのかという議論がなされることがありますが、戦争は決して一面のみをことさら強調すべきではなく、愛知県に建設される施設は、「戦争の事実を正確に伝えること」を最大の目的とし、客観的かつ総合的なものでなければならないと思います。そのためには、現代の日本における学問的に最高レベルの研究者の協力を求めて、その指導のもとに計画を進めることが肝要であると考えます。

また、戦争を庶民の側からとらえ、普通の国民にとって戦争とは何であったのかということにも重点をおいた構成が良いと思います。戦前・戦中における軍国主義の国家体制のもとで、国民・県民がどのような生活を強いられたのかをいろいろな角度から取り上げる構成が望ましいと考えます。

(3) 熊本の特殊性

愛知に建設される施設として、地域の特性を十分表現したものであることが望まれます。愛知県は、立地条件や科学技術の本準が高かったことから、軍需産業が発達し、とくに飛行機産業のメッカであったこと、そのため空襲被害がとりわけ甚大であったなどの特徴があります。また〇〇県は、学徒とくに中学生、女学生の学徒動員が多かった地域で、多くの学徒が空襲などで死亡しており、予科練志願者の数も多いなど教育面においても愛知の特殊性があります。私たちの愛知が二度と戦争体制を支える地域にならないようにするためにも、このような愛知の特殊性が十分表現されることが望まれます。

(4) 国際性

これから建設される施設は、国際性をもつものであることが要請されています。施設の究極のテーマは平和な国際社会を築くことであり、また愛知県は今後国際的にも発展する地域でありますから、建設される施設は普遍的かつ国際的な視点を有するものでなければならないと思います。この施設は、愛知県民が過去の戦争をどのように歴史に残そうとしているのかを国際社会に示すものでありますから、その内容は国際的に通用するものでなければならず、また現在国際社会が抱えている、飢餓と貧困、差別、人権抑圧、環境破壊など広い意味での平和の課題に対しても目を向けたものであることが望まれます。他国の若者と日本の若者が共に考え、コミュニケーションを培う場として利用されることが望ましいと思われれます。

(5) 調査・研究性、情報センター性

平和のための研究機関として、将来、成長発展していく施設であることが望ましいと思います。単なる戦争博物館では若者の関心をひくものにならないので、戦争と平和をテーマに過去・現代・未来を結び付ける内容をもった施設(参考、シンガポール国立博物館)にすることが必要です。そのためには第一級の研究者を委嘱又は客員研究員として迎え、そのもとに若い研究者を育て、広い情報収集能力、情報発信能力をもった平和科学研究センターとして発展していくものになれば、全国でも有数の特徴ある施設になると思われれます。また、県民の、あるいは学校、社会教育センターなど各種団体の要求にこたえる情報提供のセンターとして機能することが期待されます。そのためには、組織面や運営面で窮屈にならないようにし、将来成長していく可能性を保障する施設にすることが望まれます。

(6) 犠牲者追悼と平和祈念

戦争犠牲者への追悼や平和を祈念する性格のものであることが求められます。戦争の事実を正しく後世に伝えることは戦争犠牲者に対する最大の鎮魂であります。さらに施設の中に戦争犠牲者への追悼と平和祈念のための場を設けることができれば、いっそう良いと思われれます。普通は追悼碑とか祈念の像などが考えられますが、ワシントンのホロコースト博物館の屋上のフロア(いつもろうそくが灯されていて、人々が静かに祈りを捧げている)のようなメデイテーション(瞑想)の空間を設けることが考えられます。

4 施設の機能と建物計画

施設の機能を十分果たすために必要と思われる建物計画は次のとおりです。ただし、最初からすべてを完備することができない場合は、将来完備できるよう当初から全体計画の中に組み込まれていることが望ましいと思われれます。

| | | |
|------------|----------------|------------|
| 収蔵室・整理作業室 | 展示室(常設展示、企画展示) | ・展示準備室 |
| ビデオ収録室 | 図書室 | 資料室・書庫 |
| 研究室 | 研修室 | ビデオ鑑賞室・映写室 |
| 会議室 | | ホール(多目的) |
| ミュージアムショップ | 談話室 | 喫茶コーナー |
| 広場・ロビー | 管理業務諸室 | 駐車場 |
| 事務室 | | 慰霊碑・モニュメント |
| 追悼広場・瞑想空間 | | |

| | |
|---------|---------|
| 収集・保管機能 | 展示機能 |
| 研究機能 | 学習・啓発機能 |
| 交流機能 | 事務・運営機能 |
| 追悼機能 | |

5 展示構成

施設の設立趣旨にもとづいて展示の構成を考えると、大きく「愛知における戦争」「十五年戦争(アジア・太平洋戦争)の事実と様相」「国際平和と現代」というような三つのジャンルに分けられます。

それらのジャンルに分類される展示の項目を列举すると以下のようなものになると思われま

①愛知における戦争

愛知における空襲、科学技術の先進性と軍需産業、単部隊・軍施設、朝鮮人連行、学徒動員、学童疎開、軍国教育、反戦運動

②十五年戦争(アジア・太平洋戦争)の様相・事実

戦争前史、戦前の世界情勢、日本の国家体制と戦争への過程、アジア太平洋地域での戦争の推移(戦史)／日本の加害行為の実態、占領地支配、抗日運動／日本における戦争被害の実態／広島・長崎への原爆投下、沖縄戦／戦時の国家体制(経済・産業体制、法体制、軍事体制、地域体制、情報・報道状況、人権状況)／戦時の国民生活/軍隊生活と戦場での兵士の犠牲/反戦運動/戦争終結と戦後処理

③国際平和と現代の課題

第二次大戦後の戦争／冷戦と核軍拡競争／軍縮の努力／冷戦終結後の戦争／国際社会と日本、国連の役割／貧困、飢餓、差別、人権抑圧、環境破壊の克服への国際協力／平和連動と非暴力思想／平和のための国際連帯／愛知県における平和への課題(平和教育・戦争を語りつぐ実践など)

6 施設の全体規模

以上のような施設を建設するためには、相当広い敷地と建物が必要になり、建設費も多額になると思われま

参考までに、これまでに建設された代表的な施設の全体規模を下の表にまとめました。この施設はいわば 20 世紀と 21 世紀をつなぐシンポル的な施設となるものであり、世代をつなぎ、国をつなぐものでもあります。また戦争と平和をテーマに愛知では初めて建設される施設であり、県民のみならず中部圏の多くの人々に利用される施設でありますから、ぜひ、他の地域に恥じない高いレベルのものが建設されるよう望まれます。

| | | | |
|--------------------------|--------|--------------------------|-----------|
| ピースおおさか | 大阪城公園 | | |
| 建物面積：3483 m ² | 地上 3 階 | 展示室面積：886 m ² | 敷地面積：2513 |
| 建設費 | 25 億円 | | |

| | | | |
|--------------------------|-------|--------------------------|-----------|
| 平和ミュージアム | 立命館大学 | | |
| 建物面積：1200 m ² | | 展示室面積：800 m ² | 敷地面積：2513 |
| 建設費 | | | |

NPO法人 熊本に戦争と平和のミュージアム設立準備会 定款 (案) 資料3

熊本に戦争と平和のミュージアム設立を呼びかける会 ○○年○月

策1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人「熊本に戦争と平和のミュージアム設立準備会」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市○○「熊本に戦争と平和のミュージアム ○○」内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、愛知県民のために、愛知県と名古屋市が戦争資料館を設立するよう支接する事業を行い、平和に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①平和推進のための機関誌の発行
 - ②平和推進のためのシンポジウム、講演会、研究会の開催
 - ③平和推進のための戦争資料、戦争と平和に関する図書・絵画の収集-展示
 - ④平和推進のための戦争体験ビデオの製作
 - ⑤平和の推進をテーマにした展覧会の開催
 - ⑥その他、戦争資料館の設立を支援するための啓発事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を行なうために入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同してこの法人の活動を賛助する個人及び団体

(入会)

第7条 正会員の入会については特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を修つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上50人以内

(2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親族以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。ただし、報酬は勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の設置経営する施設の長（以下施設長という）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

2 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

- 2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、欠席の理由を書面で示し、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第1項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(日時及び場所)

- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。3号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、中目新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 森○昭○ 副理事長 野○美○

理事 青○光○

監事 齋○孝○ 田○太○

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

正会員 6000円

費助会員 3000円



連絡先

ピースくまもと設立準備会 事務局長 高谷 和生

自宅 〒865-0061 熊本県玉名市立願寺126-5

個人携帯 090-1513-5528

Eメール takayanagi912@yahoo.co.jp

<http://kumamoto-senseki.net/peace-kumamoto/>

平成31年3月4日版

「ピースくまもと」設立準備事務局会 協議資料

～熊本に戦争と平和のミュージアム「ピースくまもと」「くまもと平和祈念館」
設立に向けて～

戦争と平和の資料館 ピースあいち 開館10周年記念誌
『希望を編みあわせる』「第四章 資料・年表」紹介

熊本に戦争と平和のミュージアム建設を呼びかける会アピール（案） 資料1

2020年8月、アジア・太平洋戦争第二次世界大戦が終わってから、早くも75年近い歳丹が流れました。

今日、日本は平和で豊かな国になったといわれています。たしかに戦中、戦後の時代を知っている人にとっては、この半世紀の日本の繁栄には目をみはるものがあります。

今や戦争は遠いものとなり、日本の社会全体が過去の戦争のことを忘れ去ろうとしています。戦争体験者は次第に少なくなりがいなくなるだけでなく、その遺族も高齢化しており、ご遺族が大切に保管されていた戦争に関する資料も散逸しつつあります。

しかし、日本にとって今世紀最大の出来事であり、平和な社会と繁栄の時代への出発点となったあの戦争のことを簡単に忘れ去って良いものでしょうかを私たちは決して忘れてはいけません。

戦争の実態実相と愚かさ、戦争が残した計り知れない教訓を、日本の歴史の中にしっかりと残り、次の世代の子供たちに伝えることは、二十世紀に生きた現代に生きる私たちの大間共通の責務であると思います。それは、戦争でなくなった人々への鎮魂であるとともに、再びわれわれが戦争の参禍をひき起こさないようにし、次の時代の平和の基礎を築くことでもあります。

いま全国各地で、戦争に関する資料の収集・保存・展示と平和研究のための施設がつくられています。学校が主体となった平和学習が積極的に行われています。大阪府と市は共同で「ピースおおさか」（大阪国際平和センター）というすばらしい施設を開設しており、京都にも大学が中心となって「国際平和ミュージアム」がつくられました。滋賀県、埼玉県、東京都でも建設計画があります。

熊本県にも、戦争に関する資料はまだ多く存在し、その収集や戦争体験の伝承活動もなされています。個人や団体が私財を使って活動をされている方もいます。それらを次代の人々が有効に利用できるように集約し、戦争体験を次の世代に伝え、国際平和について生涯学習の拠点となるような施設の建設が強く望まれます。

そこで私たちは、熊本県と熊本市に「戦争メモリアルセンター」「くまもと平和ミュージアム」（仮称）を建設するよう呼びかけます。そして県民、市民の方々には、その建設にむけての協力を呼びかけます。

二十世紀を共に生きた証として現代を生きる者として、この熊本においても、県・市と県民・市民が力を合わせ、あの戦争の実態実相と愚かさ、平和の尊さを次の世代に伝える拠点の建設を実現しようではありませんか。

2020年〇月〇日

熊本に戦争と平和のミュージアム設立を呼びかける会
呼びかけ人（五十音順）

〇〇 〇〇（熊本〇〇株式会社代表取締役）

熊本に戦争と平和のミュージアム設立の基本構想 (案)

資料2

熊本に戦争と平和のミュージアム設立を呼びかける会 〇〇年〇月

1 設立の趣旨

〇〇年〇月、~~アジア・太平洋戦争~~ 2020年8月、第二次世界大戦が終わってから、早くも75年近い歳月が流れました。

今日、日本は平和で豊かな国になったといわれています。たしかに戦中、戦後の時代を知っている人にとっては、この半世紀の日本の繁栄には目をみはるものがありますが、その反面、戦争は遠いものとなり、日本の社会全体が過去の戦争のことを忘れ去ろうとしています。戦争体験者は次第に少なくなりだけでなくその遺族も高齢化しており、遺族が大切に保管していた戦争に関する資料も散逸しつつあります。

しかし、日本にとって今世紀最大の出来事であり、平和な社会と繁栄の出発点となったあの戦争の実態実相や愚かさ、戦争が残した計り知れない教訓を日本の歴史の中にしっかりと残し、次の世代の子供たちに伝えることは、二十世紀に生きた現代に生きる人間共通の責務であります。それは、戦争でなくなった人々への鎮魂であるとともに、再びわれわれが戦争の参禍をひき起こさないようにし、次の時代の平和の基礎を築くことでもあります。

世界のあちこちで、今なお戦火は絶えることなく続いており、人類全体にとって戦争は決して過去のものになっていません。

今、全国各地で、戦争に関する資料の収集・保存・展示と平和研究のための施設が次々とつくられています。学校が主体となった平和学習が積極的に行われています。大阪には「ピースおおさか」というすばらしい施設が開設され、京都には「国際平和ミュージアム」が、その他にも埼玉県平和資料館、川崎市平和館が建設され、神奈川県にも大規模な国際平和館の建設が計画されています。

これまで私たちの愛知熊本県でも平和を願い、戦争体験を語り継ぐさまざまな努力が重ねられてきており、戦争に関する資料がまだ多く残っています。戦後75年を機に、県民・市民がそれらを有効に利用できるように集約し、戦争の体験と教訓を次の世代に伝え、国際平和について生涯学習と研究を考える平和学習の拠点となるような施設の建設に着手することが強く望まれます。

2 施設の目的と機能

上記のような趣旨のもとに設立される施設は、

- 第一に、戦争と平和に関する歴史的資料の収集と保存の場として、
- 第二に、県民・市民が戦争の事実と平和について学習をし、平和を希求する思索と行動の発信の場として、
- 第三に、平和に関する国際交流、情報の収集と発信、市民・諸団体の交流の場として、
- 第四に、戦争と平和に関する調査・研究の場として、
- 第五に、戦争犠牲者に対する追悼・祈念の場として、十分に機能するものであることが望まれます。

3 施設の特徴と性格

上記の機能を果たすために、愛知に建設される施設は次のような特徴と性格を持つものが望ましいと思われます。

(1) 平和のシンボル性次世代の子供たちへ

平和を希求する県民の学習の場、集いの場、シンボリック施設になるようなものが望まれます。そのためには、県民・市民とくに小・中・高生が利用しやすい交通の至便の場所に建設され、建物や展示構成にも小中学生から戦争体験者まで幅広い年齢層の要求に応えるような工夫が必要であります。豊富な資料や物によって戦争の事実を生々しく語らせるとともに、視聴覚に訴えるデジタル技術を活用した展示方法によって、分かりやすく興味あるものにすることが大切です。「ピースおおさか」のように、学校教育、家庭教育、県・市町村の職員の研修、生涯教育の場として多くの人に利用され、県民・市民が「平和を考えるのによい場所をつくってくれた」と思えるようなものを日指すべきで

あります。

また、~~展示されるものはどうしても暗いものになりますから、建物はデザインの美しい明るいイメージのものにし、植え木や花壇のある中庭を配置するなど利用者が休憩したり、~~ 談話したりする空間があることが望まれます。世代間の対話が困難な時代ですから、大人と子供、老人と子供など異なった世代が戦争と平和を語れる場になるよう工夫が必要と思います。また、多目的ホールを併設して、講演、演劇、音楽などを通じて平和の尊さを感性に呼びかける催しなども活動ができるとうよいと思います。そして県民・市民が何らかの形で運営に参加・協力できるものにするによって、施設はいつそう身近な存在になることが期待されます。

(2) 歴史的な客観性と総合性

十五年戦争(アジア・太平洋戦争)については、戦争に関する資料は、収集においても展示においても、常に客観性と総合性が求められるべきであります。この種の施設は、戦争の被害の側面、加害の側面のいずれを重視するのかという議論がなされることがありますが、戦争は決して一面のみをことさら強調すべきではなく、熊本県に建設される施設においては、「戦争の事実を正確に伝えること」を最大の目的とし、客観的かつ総合的なものでなければならぬと思います。そのためには、現代の日本における学問的に最高レベルの研究者の協力を求めて、その指導のもとに計画を進めることが肝要であると考えます。

また、戦争を庶民の側からとらえ、普通の国民にとって戦争とは何であったのかということにも重点をおいた構成が良いと思います。戦前・戦中における軍国主義の国家体制のもとで、国民・県民がどのような生活を強いられたのかをいろいろな角度から取り上げる構成が望ましいと考えます。

(3) 熊本の特殊性

熊本に建設される施設として、地域の特性を十分表現したものであることが望まれます。熊本県は、西南戦争の激戦地であり、政府の本陣營が設置された場所であることや九州の中心地であることから、早くから軍の主要設備が設置され軍都として繁栄した歴史があります。一方で、西南戦争においては、敵味方区別なく博愛の精神で自発的に救護を行った日本赤十字の発祥の地という特殊性もあります。ことやることから立地条件や科学技術の本準が高かったことから、軍需産業が発達し、とくに飛行機産業のメッカであったこと、そのため空襲被害がとりわけ甚大であったなどの特徴があります。また〇〇県は、学徒とくに中学生、女学生の学徒動員が多かった地域で、多くの学徒が空襲などで死亡しており、予科練志願者の数も多いなど教育面においても愛知の特殊性があります。私たちの熊本が二度と戦争体制を支える地域にならないようにするためにも、また、平和活動発祥の思いを継承するためにも、このような熊本の特殊性が十分表現されることが望まれます。

(4) 国際性平和と公正をすべての人に

これから建設される施設は、SDGs に掲げてある通り、持続的に平和と公正をすべてのひとに与えるべく国際性を持つものであることが要請されています。施設の究極のテーマは平和な国際社会を築くことであり、また熊本県は今後国際的にも発展する地域でありますから、建設される施設は普遍的かつ公平で国際的な視点を有するものでなければならぬと思います。この施設は、熊本県民が過去の戦争をどのように歴史に残そうとしているのかを国際社会に示すものでありますから、その内容は国際的に通用するものでなければならず、また現在国際社会が抱えている、飢餓と貧困、差別、人権抑圧、環境破壊など広い意味での平和の課題に対しても目を向けたものであることが望まれます。他国の若者と日本の若者が共に考え、コミュニケーションを培う場として利用されることが望ましいと思われま。

(5) 調査・研究性、情報センター性

平和のための研究機関として、将来、成長発展していく施設であることが望ましいと思います。単なる戦争博物館では若者の関心をひくものにならないのではなく、戦争と平和をテーマに過去・現代・未来を結び付ける内容をもった施設(参考、シンガポール国立博物館)にすることが必要です。そのためには第一級の研究者を委嘱又は客員研究員として迎え、そのもとに若い研究者を育て、広い情報収集能力、情報発信能力をもった平和科学研究センターとして発展していくものになれば、全国でも有数の特徴ある施設になると思われま。

要求にこたえる情報提供のセンターとして機能することが期待されます。そのためには、組織面や運営面で窮屈にならないようにし、将来**持続的且つ**成長していく可能性を保障する施設にすることが望まれます。

(6) 犠牲者追悼と平和祈念

戦争犠牲者への追悼や平和を祈念する性格のものであることが求められます。戦争の事実を正しく後世に伝えることは戦争犠牲者に対する最大の鎮魂ですが、さらに施設の中に戦争犠牲者への追悼と平和祈念のための場を設けることができれば、いっそう良いと思われれます。普通は追悼碑とか祈念の像などが考えられますが、ワシントンのホロコースト博物館の屋上のフロア(いつもろうそくが灯されていて、人々が静かに祈りを捧げている)のようなメデイテーション(瞑想) **人々が個々の平和について想いをめぐらすことが出来る**空間を設けることが考えられます。

4 施設の機能と建物計画

施設の機能を十分果たすために必要と思われる建物計画は次のとおりです。ただし、最初からすべてを完備することができない場合は、将来完備できるよう当初から全体計画の中に組み込まれていることが望ましいと思われれます。

収蔵室・整理作業室

映像収録室

研究室

会議室

ミュージアムショップ

広場・ロビー

事務室

追悼広場・瞑想空間

展示室(常設展示、企画展示)・展示準備室

図書室

研修室

談話室

管理業務諸室

資料室・書庫

映像鑑賞室

ホール(多目的)

休憩室

駐車場

慰霊碑・モニュメント

収集・保管機能

研究機能

交流機能

追悼機能

展示機能

学習・啓発機能

事務・運営機能

5 展示構成

施設の設立趣旨にもとづいて展示の構成を考えると、大きく「愛知における戦争」「十五年戦争(アジア・太平洋戦争)の事実と様相」「国際平和と現代」「**熊本空襲**」「**熊本県の戦争の歴史**」「**次世代が学び、体験し、伝える**」というような三つのジャンルに分けられます。

それらのジャンルに分類される展示の項目を列举すると以下のようなものになると思われれます。

① 熊本空襲

愛知における空襲、科学技術の先進性と軍需産業、単部隊・軍施設、朝鮮人連行、学徒動員、学童疎開、軍国教育、反戦運動

② 熊本県の戦争の歴史十五年戦争(アジア・太平洋戦争)の様相・事実

戦争前史、**博愛社(日本赤十字の前身)の発祥**、**軍都熊本**、戦前の世界情勢「日本の国家体制と戦争への過程、アジア太平洋地域での戦争の推移(戦史)／日本の加害行為の実態、占領地支配、抗日運動／日本における戦争被害の実態／広島・長崎への原爆投下、沖縄戦／戦時の国家体制(経済・産業体制、法体制、軍事体制、地域体制、情報・報道状況、人権状況)／戦時の国民生活/軍隊生活と戦場での兵士の犠牲/反戦運動/戦争終結と戦後処理

③ 次世代のために国際平和と現代の課題

第二次大戦後の戦争／冷戦と核軍拡競争／軍縮の努力／冷戦終結後の戦争／国際社会と日本、国連の役割／貧困、飢餓、差別、人権抑圧、環境破壊の克服への国際協力／平和運動と非暴力思想／平和のための国際連帯／熊本県における平和への課題(平和教育・戦争を語りつぐ実践など)

6 施設の全体規模

以上のような施設を建設するためには、相当広い敷地と建物が必要になり、建設費も多額になると思われれます。また子供から老人世代まで利用しやすいように、地下鉄駅から**公共交通機関**が徒歩で行けるところが望ましく、~~県市の施設の多い東山公園、名古屋~~

城・名城公園周辺、白川公園周辺、鶴舞公園周辺などがとくに望ましい場所ではないかと思われます。

参考までに、これまでに建設された代表的な施設の全体規模を下の表にまとめました。この施設はいわば 20 世紀と 21 世紀をつなぐシンポル的な施設となるものであり、世代をつなぎ、国をつなぐものでもあります。また戦争と平和をテーマに愛知では初めて建設される施設であり、県民のみならず中部圏の多くの人々に利用される施設でありますから、ぜひ、他の地域に恥じない高いレベルのものが建設されるよう望まれます。

| | | | |
|--------------------------|---------|--------------------------|-----------|
| ピースおおさか | 大阪城公園 | | |
| 建物面積：3483 m ² | ・地上 3 階 | 展示室面積：886 m ² | 敷地面積：2513 |
| 建設費 | 25 億円 | | |

| | | | |
|--------------------------|-------|--------------------------|-----------|
| 平和ミュージアム | 立命館大学 | | |
| 建物面積：1200 m ² | | 展示室面積：800 m ² | 敷地面積：2513 |
| 建設費 | | | |

平成 31 年 3 月 4 日版

NPO 法人 熊本に戦争と平和のミュージアム設立準備会 定款 (案) 資料 3

熊本に戦争と平和のミュージアム設立を呼びかける会 ○○年○月

策 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人「熊本に戦争と平和のミュージアム設立準備会」という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市○○「熊本に戦争と平和のミュージアム ○○」内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、愛知県民のために、愛知県と名古屋市熊本県と熊本市が戦争平和資料館を設立するよう支援する事業を行い、平和に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 国際協力の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 平和推進のための機関誌の発行
 - ② 平和推進のためのシンポジウム、講演会、研究会の開催
 - ③ 平和推進のための戦争資料、戦争と平和に関する図書・絵画の収集-展示
 - ④ 平和推進のための戦争体験ビデオの製作
 - ⑤ 平和の推進をテーマにした展覧会の開催
 - ⑥ その他、戦争平和資料館の設立を支援するための啓発事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を行なうために入会した個人

(2) 賛助会員 この法人の事業に賛同してこの法人の活動を賛助する個人及び団体
(入会)

第7条 正会員の入会については特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名譽を修つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 6人以上50人以内

(2) 監事 2人以上5人以内

2 理事のうち1人を理事長、若干名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親族以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。ただし、報酬は勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の設置経営する施設の長（以下施設長という）は、理事会の議決を経て、理事長が任免する。

2 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

2 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、欠席の理由を書面で示し、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第1項及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(日時及び場所)

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。3号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において決議したものに譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、中目新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 理事長 | 森○昭○ | 副理事長 | 野○美○ |
| 理事 | 青○光○ | | |
| 監事 | 齋○孝○ | 田○太○ | |

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2005年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から2004年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 年会費

| | |
|------|-------|
| 正会員 | 6000円 |
| 費助会員 | 3000円 |